

各保育所等入所児童の保護者 様

滝沢市健康福祉部長 丹野 宗浩

新型コロナウイルス感染予防・拡大防止について（依頼）

日頃から、本市の保育行政にご理解及びご協力いただきありがとうございます。保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けご協力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、保育所等における新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止に向け、下記の取り扱いにつきまして、いま一度ご確認していただきますようお願いいたします。

岩手県内及び滝沢市内でも新型コロナウイルスの感染者が増加している状況ですが、子どもたちの安全を第一優先に考え対応してまいります。

記

1. 休園（休所）について

以下の項目のいずれかに該当する状況が発生した場合、施設等の消毒のため臨時休園（休所）となる場合がありますのでご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 入所児童が新型コロナウイルスの検査結果において陽性であった場合
- (2) 施設の職員等が新型コロナウイルスの検査結果において陽性であった場合
- (3) 小学校が臨時休校となった場合
 - ・臨時休校になった地区の放課後児童クラブは、保健所の調査が完了するまで、原則、臨時休所とします。
- (4) その他、保健所の指導があった場合等

2. その他の対応

(1) 入所児童又は児童と同居する家族がPCR検査を受けることとなった場合、速やかに利用施設へ報告し、検査結果についても必ずご報告をお願いします。

(2) 入所児童又は児童と同居する家族がPCR検査を受けることとなった場合は、市から登園の自粛を要請いたします。登園自粛期間は、検査対象者が接触者の場合は、陰性が判明するまで、濃厚接触者の場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目途としております（令和3年6月16日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）。オミクロン株の濃厚接触者については10日間とします（令和4年1月17日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）。登園自粛期間については、岩手県央保健所の指導に基づきます。

(3) 感染拡大の一因となる「合同保育」の人数をなるべく少数とするため、可能な限り、朝・夕の保育時間を短くすることにご協力をお願いいたします。

(4) 施設職員の不足により、保育が困難になった場合は、登園自粛をお願いする場合があります。

(5) お子様の健康状態に、より一層ご留意いただき、発熱や風邪に類似する症状がある場合には登園を控えてください。また、発熱のあった場合は、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となつてから登園してください（令和2年5月14日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化対策室等事務連絡）。

(6) 家庭内での感染が確認されております。家庭内での感染予防対策にご協力をお願いいたします。

(7) 保育施設入所児童の兄弟等が小学校・中学校・高等学校において学級閉鎖となったことに伴い、PCR検査対象者か不明である期間または自宅待機の指示を受けた期間については、入所児童の登園の自粛の協力をお願いいたします。ただし、学校閉鎖及び学年閉鎖については対象ではありません。

<担当課>

滝沢市児童福祉課

電話 656-6519

FAX 684-2245